

元典章年代索引

宗青圖書公司印行

漢學索引集成
蔣致遠主編

東洋史研究資料叢刊

元典章年代索引

植松正編

同明舎

1980

東洋史研究資料叢刊
元典章年代索引

昭和五十五年七月七日 初版發行

著者 植松正

發行者 今田達

發行所 株式會社 同朋舎 出版

京都市下京區中堂寺鑓田町二
電話京都部三四三—〇六二一

印刷所 株式會社 印刷書 同朋舎

京都市下京區中堂寺鑓田町二

略歴 一九四一年、名古屋に生る。縣立靜

岡高等學校、京都大學文學部史學科
卒業。同大學院を経て、一九七一年
香川大學教育學部講師。現在、助教
授。

3322—329121—5361

代 序

雖然不記得是何年何月的事，但應該正值戰爭之中，在京大文學部新館二樓北側的寒冷房間裡，舉行元典章研究班的第一回講讀會。參加者包括人文科學研究所、文學部及東方文化研究所的有志之士，地點所以選擇文學部，是因地形上位於兩研究所之間的緣故。在兩研究所合併爲一之前，人文科學研究室暫時借用陳列館南側的舊圖書館事務所一部分，而東方文化研究所則位於北白川，屬外務省管轄。對於講讀會最熱心的莫過於東方的藤枝晃先生，自課本的印刷，至講讀的值班等一應事務，無不率先承擔；而我們所最仰賴者，則爲人文的安部健夫副教授。衆所周知的，元典章可謂是漢籍中最難了解者，文章的架構大部分是胥吏所寫的吏牘，其中混雜有許多俗語；不僅如此，將蒙古文直譯而成的漢文，實難稱之爲漢文，同時也常出現以譯音方式翻譯蒙古語的情形，因此無法求助於字典，只能以長年累積的經驗，收集各種用例，以創造歸納性的解釋。幸運的是，安部先生決定專攻元代史，而以紅筆點校、閱讀元典章或元史，對吾等裨益良多。

昭和二十一年（一九四六年）兩研究所合併之後，元典章研究班遂成爲人文科學研究所公認的事業，而岩村忍教授到任後，亦不辭辛苦，擔任班長的職務。爲將以往的成果公諸於世，遂於昭和二十九年（一九五四年），以東方學報第二十四冊的名義，發行元典章研究的特輯。對其後之元代法制研究而言，不啻是個出發點。

不幸，安部教授於昭和三十四年（一九五九年）逝世，岩村教授又於昭和四十四年（一九六九年）退休，幸而有佐伯富、田中謙二教授的指導，究班得以繼續延續下去。本書的編者植松正先生即在佐伯、田中兩教授的

導下，作長期鑽研的工作。

本來，這種年代索引應在開始作研究之前，即先予編纂完成。但着手之初，幾乎如墜五里霧中，完全無法了解元代法律制度的全貌，除以摸索方式進行研究之外別無他法。在這種情況下，終於逐漸了解元代的法制，和日本現行法制不同。日本是最初即有完整的法體制，個別事件則適用此法體系予以處理；至於元代，則是以個別事件的處理判例，逐漸累積形成整個法體系，簡而言之，是屬英國制，而非德國制。因此，欲了解元代的法制，須依據年代，追尋其成立判例的順序。

但是，包括元典章在內，元代的法制史幾乎都以部門分類予以排列。而爲了某種目的，必須將此排列悉數解體，再重新編排爲編年體。欲將如此龐大的史料重新排列，即使是屬國家性事業，亦難以立刻完成。但若只爲應急之需，而將史料作成年代索引，縱然只是個人進行研究，相信亦能完成。植松正先生即在這種情況下，網羅了元典章及其他史料而作成本年代索引，爲元典章的研究，提供了一個出發點。而元代法制的研究能夠到達這個地步，我不禁由衷感覺高興。

1979年8月

宮崎市定

自 序

本年代索引的製作，是爲供作發現隱藏的事實或關係的工具。「元典章」斷例中的法制史料特色是，有許多年時的記載。在斷例之間，或斷例中引用的聖旨或格例之間，應該包含許多互有關連的事情，若能一一加以解明，即使史料較之宋、明二代少，仍能爲元代的研究廣開有效利用之道。因此之故，遂於十餘年前，將「元典章」、「通制條路」中的所有年時，記載於卡片上。最近，期待已久的原刊本「元典章」終於影印刊行，於是以其爲底本，並加上其他文獻作成年時表，亦即本書。

本索引的利用者，可就接近的項目予以檢討，在「元典章」的斷例之間，或「元典章」與「通制條格」等其他史料的關聯上，除能直接修正字句的錯誤外，也許尚可發現表面似乎毫無關係的奏章或聖旨，其實是屬同一線上的事情。余亦曾利用此法，嘗試復原「至元新格」，並正發表聖旨條畫的集成。而利用本索引的接近日期，發現廟堂的議論與地方行政的實態間有差距存在，真能讓人雀躍三尺。

這種作業方式，類似於研究者在筆記本或卡片上所進行者，而將此不適用於稱爲索引的本書定名爲索引，是因爲其時代或文獻，也許可以援用此法的緣故。

本索引之製作，絕非我一人之力所能完成。京都大學人文科學研究所的元典章研究班，曾油印「元典章索引稿」（全4編），京都大學東洋史研究室亦編有「通制條格、憲台通紀目次索引」；佐伯富先生的筆記上，更有未付刊印的元典章索引，其中一部分的年代索引骨架，可說已完成年時配列的索引。我的索引與佐伯富先生的索引雖係各自獨立作業，但在方法上，仍獲

得佐伯富先生甚多指導。在此特別對曾惠予指導的佐伯富先生、田中謙二先生深致謝意，同時對於「元典章」索引的歷史及存在，附記於此。

最後，要對促成我完成此索引，時時鼓勵我，並為我寫序文的宮崎市定先生，表示最由衷的感謝。

1979年9月

於香川大學教育部研究室

植松 正

凡 例

1. 本索引是將「元典章」所包含的元代法制史料中的年時、題目、記事予以排列。除採錄「元典章」、「通制條格」中的年時外，亦採錄原收錄於「永樂大典」中的「憲臺通紀」、「南臺備要」、「大元馬政記」、「大元官制雜記」、「大元倉庫記」、「大元海運記」、「站赤」、「元高麗記事」、「元代畫塑記」、「大元氍毹工物記」諸書及「秘書志」等，涵蓋於「元典章」中的年代（中統元年～至正二年）。
2. 法令的頒布及文書的授受年時皆採錄於索引中，但事件的發生或任官的辭令等個別年時，原則上不予採錄。所以予以省略，是因為本索引的目的是為發現各項目的相互關連，而「元典章」等斷例中所出現的個別年時，並不在此限中。
3. 同頁中常會重複出現相同的年時，有時僅採錄其一，而省略其他。例如壬子年的戶籍編成，於某條中經常出現，因而適當地予以省略。
4. 未有庚申年、雞兒等年號時，必作某種程度的考證，而排列於相當的年次中，但對這種手續的詳細情形，常省略其註記。
5. 第 1 欄的年月日表記，使用阿拉伯數字表示。例如「大德元年正月初八日」，表記為「大德1 . 1 . 8」。
6. 第 2 欄的典據史料略號如下：
典 大元聖政國朝典章（元典章）
通 通制條格
憲 憲臺通紀
南 南臺備要

馬 大元馬政記
官 大元官制雜記
倉 大元倉庫記
海 大元海運記
站 站赤
驛 驛站
高 元高麗記事
畫 元代畫塑記
氈 大元氈罽工物記
秘 秘書志

7. 「元典章」係使用故宮博物院元刻影印本，如「典章九吏部卷三，二十五葉背面」表記為「典9，吏3，25b」。「新」表示新集，「都」則表示都省通例。「表」為圖表之意。

「通制條格」使用國立北平圖書館影印本。

「憲台通記」、「南台備要」二書，以「永樂大典」的卷數，葉數表示之。「大元馬政記」至「元高麗記事」諸書，以「國學文庫」的頁數表示（近時通行的廣文書局刊行的影印本亦採用同樣方式）。但其中之「上」和「下」，是表示「大元海運記」的上、下二卷，而「站赤」和「驛站」，則是「國學文庫」本的「站赤」上下兩冊（「站赤」卷1～卷6為「上」，同卷7～卷9及驛站卷1、2為「下」）。「元代畫塑記」、「大元氈罽工物記」、「秘書志」則是以「學術叢編」本的卷數、葉數表示之。

8. 在第3欄沒任何表記者，表示年時記載於斷例或條文的開頭；倘若所採錄者為斷例或條文之文中段，則於第三欄條頭表示其年時。條頭缺年時記載時，以☆標誌表示。

- 9.第4欄記載題目。同一題目下，常有併列若干斷例的情形，即使無「又」字記載，亦以「又（題目）」表示。例如「元典章」二、三聖政卷一、二，於某一標題下，包括許多事例，皆以〈標題〉表示。
- 10.第5欄是，適當地節略第1欄年時後的連續記載，而以短少的字數表示。
- 11.索引末尾列記「年次無法確定」及「年次不明的元典章斷例」。
- 12.記載於最後的附錄，是「元典章綱目」及「通制條格存卷目錄」的卷數對照。

は し が き

はっきり年月を思い出せないが、何でも戦時中のことであつたと思う。京大文學部新館の二階北側の寒い部屋で、元典章研究班の第一回の講讀會が催された。集る者は人文科學研究所、文學部、東方文化研究所の有志で、場所に文學部が選ばれたのは、兩研究所の中間に位置するからという地形的な理由に外ならない。兩研究所はまだ合併前で、人文科學は陳列館の南にあった舊圖書館事務室の一部を間借りしての假住居、東方文化は北白川にあって、まだ外務省の所管であつた。この仕事に一番熱心なのは東方の藤枝晃君で、テキストのガリ版切りから、リーディングの當番に至るまで、率先して任に當つた。併し我々が最も頼りにしていたのは、人文の安部健夫助教授であつた。周知のように元典章は漢籍の中でも最大の難物と稱すべく、文章の骨組は大たい胥吏の書いた吏牘であるが、俗語をふんだんに混え、更に蒙古文を直譯したままの漢文と言えぬ漢文に、蒙古語の音譯も頻出すると言うのに、頼るべき辭書もなく、ただ長年の経験によって、用例を集め歸納的に解釋を創造して行くより外に方法がない。幸いに安部君は元代史を専攻と定め、この元典章や元史を朱筆で眞赤になるまで點校して讀んでいたのである。

昭和二十一年に兩研究所が合併してから、元典章研究班は人文科學研究所の公認の事業となり、岩村忍教授が赴任されてから、その班長となつた。そして従來の研究成果を世に問うべく、昭和二十九年には東方學報の第二十四冊として、元典章研究の特輯號を發行した。恐らくこの書がその後の元代法制の研究に對して、一つの出發點となつたと見てよいであらう。

不幸にして安部教授は昭和三十四年に逝世し、岩村教授は昭和四十四年に定年退官となつたが、研究班は佐伯富、田中謙二教授等の指導によって、なお綿々として繼續した。本書の編者、植松正君は、佐伯・田中兩教

は し が き

授の指導の下に、長く研鑽を積んだベテランなのである。

本来ならばこのような年代索引はもっと早く、出来るならば研究に取掛る以前に編纂しておいて然るべきものであった。併し實情を申せば、着手の始においては全くの五里霧中で、元代の法律制度の全容が掴めぬまま、手探りで研究を進めて行くより外に方法がなかった。その中に次第に分ってきたことは、元代の法制は、最初に完全な法體系が先ず存在し、個々の事件はこの法體系を當てはめて處理するという現在日本の行き方と異り、個々の事件を處理した判例を次から次へと積み重ねて行く中に全體の法體系が逐次完成に近附いて行くというやり方である。言うなればドイツ流ではなくて、イギリス流だということになる。そこで元代の法制を理解しようと思えば、年代に従って判例の成立した順序を追跡することが必要になるのである。

ところが元典章を初め、元代の法制史料は殆んど總てが、部門別に分類され排列されているのである。だからある目的の爲には、この排列を全部解體して、新たに編年體に列べなおすことが必要になってくる。と言っても厯大な史料を列べ直すことは、國家的な事業ででもやるならば別だが、到底今すぐできることではない。併し應急の策としては、史料についての年代索引を作ればそれで間にあう。これなら個人でも勉強すれば出来ぬこともない。そしてこれを実現したのが本書、植松正君の元典章その他史料を網羅した年代索引なのである。元典章研究はここに、もう一つの出発点を與えられたと言つてよいであろう。私は、元代法制の研究も、來るべき所へ來たと、本書の出現を心から喜ぶ者の一人である。

昭和54年8月

宮 崎 市 定

凡 例

- 1 この索引は『元典章』をはじめとする元代の法制史料にあらわれる年時を、その題目、記事とともに配列したものである。『元典章』『通制條格』中の年時を採録するほか、もと『永樂大典』に收められた『憲臺通紀』『南臺備要』『大元馬政記』『大元官制雜記』『大元倉庫記』『大元海運記』『站赤』『元高麗記事』『元代畫塑記』『大元氈罽工物記』の諸書、及び『祕書志』については、『元典章』がおおう年代（中統元年～至治2年）にかぎって採録している。
- 2 法令の發布、文書の授受の年時を採録し、事件發生や任官辭令など、個別にわたる年時は、原則としてこれを採録しない。それらを省略したのは、この索引が項目相互の關連を發見することを一義的な目的とするからである。但し、『元典章』などのある斷例中にそのような個別的な年時しか認められない場合には、この限りではない。
- 3 同じ頁に同じ年時が重出する場合、その一を採って他を省略することがある。また例えば、壬子年の戸籍編成など、ある條に頻出する場合も適宜に省略している。
- 4 庚申年、雞兒年など年號のないものは、ある程度の考證を加えたうえで該當の年次に配列したが、その手續きの詳細については註記を省略することが多い。
- 5 第1欄の年月日の表記にはアラビア數字を用いる。例えば、「大徳元年正月初八日」のごときは「大徳1.1.8」と表記する。
- 6 第2欄の典據史料の略號は次のようである。

典	大元聖政國朝典章（元典章）
通	通制條格
憲	憲臺通紀
南	南臺備要

馬	大元馬政記
官	大元官制雜記
倉	大元倉庫記
海	大元海運記
站	站赤
驛	驛站
高	元高麗記事
畫	元代畫塑記
氈	大元氈罽工物記
祕	祕書志

- 7 『元典章』は故宮博物院元刻景印本を用いており、例えば、「典章九吏部卷三、二十五葉の裏」は「典9, 吏3, 25b」と表記する。「新」は新集、「都」は都省通例を示す。「表」は圖表である。

『通制條格』は國立北平圖書館景印本を用いる。

『憲臺通紀』『南臺備要』の兩書については、『永樂大典』の卷數と葉數を示す。

『大元馬政記』より『元高麗記事』に至る諸書については、『國學文庫』の頁數を示す（近時通行の廣文書局刊の景印本もこれによっている）。但し「上」あるいは「下」とあるうち、『大元海運記』については、上下2卷のそれを示し、「站赤」「驛站」については、『國學文庫』本の『站赤』上下兩冊を示している（「站赤」卷1～卷6は「上」、同卷7～卷9及び「驛站」卷1・2は「下」である）。

『元代畫塑記』『大元氈罽工物記』『祕書志』については、『學術叢編』本の卷數と葉數を示す。

- 8 第3欄に何ら表記のないものは、年時が斷例や條文の冒頭に記されているものである。ある斷例や條文の文中から採録したものについては、第3欄に條頭の年時を示す。條頭に年時の記載が缺けている場合には、☆印を以て示す。

- 9 第4欄には題目を記す。同じ題目のもとにいくつかの断例が並べられている場合には、「又」の字の記載がなくとも、「又（題目）」を以て示す。
- 『元典章』二，三聖政卷一，二にみられるごとく，ある標題のもとに数多くの事例を一括している場合には，〈標題〉を以て示す。
- 10 第5欄には，第1欄の年時に連続する記事を適宜に節略して，短字数で示す。
- 11 索引の末尾には「年次を確定できないもの」と「年次不明の元典章の断例」について列記する。
- 12 附録として，卷数対照の「元典章綱目」と「通制條格存卷目錄」を最後に掲げる。

目 次

は し が き	宮 崎 市 定	I
目 次		III
凡 例		IV
索 引		1
元 典 章 綱 目		197
通 制 條 格 存 卷 目 録		200
あ と が き		202

太宗6年(甲午, 1234)

甲午年	典 17, 戶3, 4e	至元8.3	戶口條畫	欽奉聖旨
甲午年	通 2, 9a	至元8.3	又(戶例)	欽奉聖旨

太宗7年(乙未, 1235)

乙未年	典 17, 戶3, 1b	至元8.3	戶口條畫	元欽奉聖旨
乙未年	典 34, 兵1, 4b	至元9.4	分揀軍戶	本主戶下
乙未年	典 34, 兵1, 20a	至元6.10	蒙古軍驅條畫	之後
羊兒年	典 34, 兵1, 20a	至元6.10	蒙古軍驅條畫	數目裏
乙未年	典 34, 兵1, 20b	至元6.10	蒙古軍驅條畫	不曾付籍
乙未年	通 2, 2a	至元8.3	又(戶例)	元欽奉聖旨
乙未年	通 2, 26a	至元9.1.4	又(以籍爲定)	本主戶下
乙未年	通 3, 23a	至元14.7	良賤爲婚	不曾附籍

太宗12年(庚子, 1240)

*庚子年12.18	通 4, 3a		又(嫁娶)	懷州劉海奏
-----------	---------	--	-------	-------

憲宗2年(壬子, 1252)

壬子年	典 17, 戶3, 1b	至元8.3	戶口條畫	欽奉聖旨
壬子年	典 17, 戶3, 12a	至元7.8	抄數後分房者聽	合併抄上
壬子年	典 18, 戶4, 30a	至元8.7	逃驅妾冒良人爲婚	作驅口附籍
壬子年	典 19, 戶5, 8b	至元8.6	戶絕家產斷例	於戶下附籍
壬子年	典 19, 戶5, 9b	至元10.7.19	戶絕有女承繼	元籍口數
壬子年	典 34, 兵1, 4a	至元9.4	分揀軍戶	同籍親屬
壬子年	典 34, 兵1, 6b	至元9.3	查照軍籍當役	元籍
壬子年	典 34, 兵1, 7a	至元9.3	查照軍籍當役	同戶者
壬子年	典 34, 兵1, 20a	至元6.10	蒙古軍驅條畫	民戶裏
壬子年	典 34, 兵1, 20a	至元6.10	蒙古軍驅條畫	已前
鼠兒年	典 34, 兵1, 20a	至元6.10	蒙古軍驅條畫	已後

*參看：小林高四郎・岡本敬二『通制條格の研究譯註』第一冊。